

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「〇」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】新型コロナウイルス感染症関係

● 事業復活支援金	……………1	北海道経済産業局
● 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置	……………2	北海道経済産業局
● 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します	……………3	北海道経済産業局
● 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました	……………4	北海道経済産業局
● 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度	……………5	北海道経済産業局
● 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】	……………6	北海道労働局
● トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース)のご案内	……………7	北海道労働局
● 産業雇用安定助成金のご案内	……………8	北海道労働局
● 国の事業復活支援金【更新】	……………9	北海道
● 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金【更新】	……………10	北海道
● 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(1/2)【更新】	……………11	北海道
● 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(2/2)【更新】	……………12	北海道
● 専門家派遣のご案内(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)【新規】	……………13	北海道
● 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業【新規】	……………14	北海道
● 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について	……………15	北海道
● 雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について	……………16	北海道

【2】販路拡大・海外展開

● 海外向けのローカライズ&プロモーションを行う事業に関する補助金の公募を開始しました【新規】	……………17	北海道経済産業局
● 海外からの資金調達等のためのピッチングを行う事業に関する補助金の公募を開始しました【新規】	……………18	北海道経済産業局
● with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業(開催支援)に関する補助金の公募を開始しました【新規】	……………19	北海道経済産業局
● コンテンツ業界のDXに資するシステムの開発実証に関する補助金の公募を開始しました【新規】	……………20	北海道経済産業局
● ストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募を開始しました【新規】	……………21	北海道経済産業局
● 国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	……………22	ジェトロ北海道・北海道
● 「新輸出大国コンソーシアム」専門家による輸出・海外展開支援	……………23	ジェトロ北海道
● 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】	……………24	北海道
● 北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】	……………25	北海道
● 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	……………26	北海道

【3】経営支援・ものづくり

● 小規模事業者持続化補助金(一般型)の公募を開始しました【新規】	……………27	北海道経済産業局
● 共同・協業販路開拓支援補助金の第5回公募を開始しました【新規】	……………28	北海道経済産業局

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ビジネスモデル構築型)の3次公募を開始しました【新規】	29	北海道経済産業局
● 令和4年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始しました【新規】	30	北海道経済産業局
● サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金 2022)の公募を開始しました【新規】	31	北海道経済産業局
● 令和4年度成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)の公募を開始しました【更新】	32	北海道経済産業局
● ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました	33	北海道経済産業局
● サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の3次公募を開始しました	34	北海道経済産業局
● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します	35	北海道経済産業局
● コロナ禍における事業継続に向けたBCP関連情報	36	北海道経済産業局
● 中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)の公募を開始しました【更新】	37	北海道経済産業局
● 「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】	38	中小企業総合支援センター
● 「地域課題解決型起業支援事業」募集のご案内【新規】	39	中小企業総合支援センター
● 令和4年度中小企業競争力強化促進事業について【新規】	40	中小企業総合支援センター
● 令和4年度中小企業等外国出願支援事業について【新規】	41	中小企業総合支援センター
● 「小規模企業者等設備貸与事業」について	42	中小企業総合支援センター
● 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について	43	中小企業総合支援センター
● 「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について【新規】	44	北海道

【4】融資

● 水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内	45	北海道
● 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【1】に掲載	11	北海道
● 勤労者福祉資金のご案内	46	北海道

【5】雇用の確保

○ 高年齢労働者処遇改善促進助成金について	47	北海道労働局
○ 人材確保等支援助成金について	48	北海道労働局
○ キャリアアップ助成金について	49	北海道労働局
○ 人材開発支援助成金について	51	北海道労働局
● 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】	53	北海道
● 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	54	北海道
● 労働相談窓口のご案内	55	北海道
● 【UJターン新規就業支援事業】道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内	56	北海道
● 北海道 異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」【新規】	57	北海道
● 北海道 海外人材待機費用緊急補助金【新規】	58	北海道
● 北海道 プロフェッショナル人材センターをご活用ください	59	北海道
● 北海道短期おしごと情報サイト	60	北海道

【6】人材育成

● 中小企業大学校旭川校 5月開講講座のご案内【更新】	61	中小企業大学校旭川校
● 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	65	ポリテクセンター北海道
● 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	66	ポリテクセンター北海道
● 「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内	67	北海道

【7】各種相談

● 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載	26	北海道
● 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【5】に掲載	53	北海道

● 労働相談窓口のご案内【5】に掲載	……55	北海道
● 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	……68	北海道
【8】 イベント・セミナー		
● オンライン環境・エネルギービジネスセミナーを開催しています！！	……69	北海道
【9】 その他		
● 取引適正化推進室～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします【新規】	……70	北海道経済産業局
● 地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金の公募を開始しました【新規】	……71	北海道経済産業局
● 令和4年度J-クレジット制度推進のための地域支援事業の委託先の公募を開始しました【新規】	……72	北海道経済産業局
● 中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック【更新】	……73	北海道経済産業局
● 北海道の最低賃金のお知らせ	……74	北海道労働局
● 「次世代自動車情報サイト」を開設しました	……75	北海道
● 省エネルギー・新エネルギー関連補助事業を公募します	……76	北海道

事業復活支援金

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

◆支給額

【中小法人等】 上限最大 250 万円

【個人事業主等】 上限最大 50 万円

◆給付対象

下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等

① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること

② ①の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月(※1)の売上が基準期間(※2)の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること

※1 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

※2 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

申請手続き等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

※情報は随時更新します。

◆申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

◆問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

受付時間 8:30～19:00(土日、祝日含む全日対応)

【申請者専用】

TEL:0120-789-140

IP 電話専用回線:03-6834-7593(通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

TEL:0120-886-140

IP 電話専用回線:03-4335-7475(通話料がかかります)

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

〈更新〉事前確認または通関時確認における提出書類について変更となりました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階
受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576
011-709-1783(直通)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としています。また、2021 年 4 月より、中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度を実施します。

政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等と特別利子補給制度を併せて活用いただくことで、実質的な無利子・無担保の融資を実施しているほか、セーフティネット貸付の要件緩和を行っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について **【更新】**

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

一般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

●特例の内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を令和4年6月30日まで延長しております。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としております。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の減少を対象としました。業況特例(特に業況が厳しい全国の事業主)の対象となる事業主は、3ヶ月間30%以上の減少としております。(一定の要件あり)
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率について、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げております。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、9/10へ、大企業については、3/4へ引き上げております。(一定の要件あり)※特に業況が厳しい事業主の方(業況特例)や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方(地域特例)については、中小企業及び大企業ともに、4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)になります。(一定の要件あり)
- ⑤ 雇用調整助成金の上限額については、令和3年5月1日から「13,500円」になっておりますが、令和4年1月から「11,000円」に、3月からは「9,000円」となっております。特に業況が厳しい事業主の方や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方については、中小企業及び大企業ともに、「15,000円」になります。(一定の要件あり)

●業況特例について

※業況特例については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主が対象となっておりますが、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認します。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認します。

●緊急対応期間の延長

※支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要がありますので、ご注意ください。

※令和4年7月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断されることになります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）のご案内

（北海道労働局）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者を一定期間試行雇用する事業主に対して助成する制度です。

●主な受給要件

本助成金は次の1の対象労働者を2の条件で雇い入れた場合に受給することができます。

1 対象労働者

次の①から②のいずれにも該当する者であること。

① 次のアからイまでのいずれにも該当する者であること

ア 紹介日において、離職している者

イ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

② ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること

- ・ 職業に就いている者
- ・ 自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者
- ・ 学校に在籍している者
- ・ トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

2 雇い入れの条件

- ① ハローワーク等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る紹介を受けるより前にハローワーク等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を出していること
- ② ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- ③ 原則3か月の新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアル雇用をすること
- ④ 1週間の所定労働時間が、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合は30時間以上、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は20時間以上30時間未満であること。

●助成金の支給額

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大3か月です。

求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース※ ¹	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース※ ²
増額要件を満たした場合の支給額（月額）	最大5万円	最大3.12万円
通常の場合の支給額（月額）	最大4万円	最大2.5万円

【増額要件】

- ・ 令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない、かつ従業員を解雇等していないこと。
- ・ 令和2年1月24日以降、従業員が休業支援金を受給していないこと。

※1 求職者が常用雇用（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合。

※2 求職者が常用雇用（短時間労働）（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用）を希望する場合。

●問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-738-1056

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

産業雇用安定助成金のご案内

(北海道労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

- (1)対象:雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象
- (2)前提:雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提

2 対象となる事業主

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)
- (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

●助成金の支給額

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

出向元が労働者の解雇などを行っていない場合

中小企業 9/10 中小企業以外 3/4

出向元が労働者の解雇などを行っている場合

中小企業 4/5 中小企業以外 2/3

※独立性が認められない事業主間で行う出向の場合

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

上限額(出向元・先の計) 12,000 円/日

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

出向元と出向先に

助成額 各 10 万円/1 人当たり(定額)

加算額(注) 各 5 万円/1 人当たり(定額)

注 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室 (雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

国の事業復活支援金【更新】

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給するものです。

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限50万円

要件

①及び②を満たす中小法人、個人事業者が給付対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高
と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

売上減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以上	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 給付額は、「基準月の売上高－対象月の売上高×5」で算出し、上記表の給付金額の上限として給付します。

申請受付期間

令和4年(2022年)1月31日(月)～5月31日(火)

● 国の相談窓口にご相談、お問い合わせください

【ホームページ】

URL : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【相談窓口】

TEL : 0120-789-240 IP 電話等からの相談 : 03-6834-7593 (※通話料がかかります)

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金【更新】

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により変化している消費行動や企業活動に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小・小規模企業が行う、新分野展開や新商品開発、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

対象者

中小企業者・小規模企業※1（NPO 法人※2・フリーランス※3含む）

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 道内に主たる事務所を有するもの
- ※3 自身の収入を証明できるもの

売上要件

2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日から2020年3月31日）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること。

対象となる取組

- ①新分野展開、業種転換等、既存事業から新たな事業へ変換する意欲的な取組（新事業展開枠）
- ②既存事業を変更することなく、販売促進や販路開拓を行う意欲的な取組（販売促進枠）

申請区分・補助額・補助率等

下記申請区分のうちいずれかを選択し申請

	新事業展開枠	販売促進枠
概要	既存事業の転換や新分野への進出 を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により変化している消費行動や企業活動に対応するための取組。	既存の事業はそのまま に、新たな広報活動や広報範囲の拡大といった既存事業をさらに向上させ、販売の促進に繋げるための取組。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野展開、事業転換、業種転換 ・新商品の開発または生産 ・新役務の開発または生産 ・商品の新たな生産または販売の方式 ・役務の新たな提供方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等の取組 ・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円	上限30万円
補助率	2/3以内	2/3以内

公募スケジュール

公募期間 4月1日(金)～5月18日(水) (6月上旬に審査結果を通知します)
(※締切前でも申請時期に応じ段階的に審査結果を通知します)

送付方法・問い合わせ先

書類送付先：〒060-8418 中小・小規模新事業展開・販売促進支援補助金事務局

お問い合わせ先：中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事務局

TEL 011-804-2385 (平日のみ 9時30分～17時30分)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内（1/2） **【更新】**

（北海道）

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】	経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)
融資対象	① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ② セーフティネット保証5号の認定を受け、売上高等減少率が15%以上の中小企業者等 ③ セーフティネット保証5号の認定を受け、売上高等減少率が15%未満のものは、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している中小企業者等 ④ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している中小企業者等 ⑤ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している中小企業者等
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	2億円以内	6,000万円以内(左記2億円の内数)
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	10年以内(うち据置5年以内)
融資利率	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。
取扱期間	中小企業信用保険法の指定の期間内	令和5年(2023年)3月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi.html>

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi2.html>(伴走支援型)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内（2/2）【更新】

（北海道）

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	ライフステージ対応資金	経済環境変化対応資金
	企業体質強化貸付(資本性ローン協調)	コロナ克服サポート貸付
融資対象	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	4億円以内	1億円以内
融資期間	15年以内(うち据置5年以内)	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	取扱金融機関の定める方法によります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。	すべて北海道信用保証協会の保証付き(コロナ克服サポート保証)となります。
取扱期間	令和5年(2023年)3月31日まで	令和5年(2023年)3月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/107893.html>(コロナ克服サポート貸付)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

専門家派遣のご案内

(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業) **【新規】**

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

事業再構築、資金繰り、助成金・給付金、事業承継など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

◆事業概要等

概要

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、それぞれの経営課題に応じた専門家を複数回派遣します。

【派遣内容】

事業再構築、資金繰りや返済計画、雇用継続、助成金・給付金、事業承継などに関するアドバイスをを行います。

【派遣専門家】

中小企業診断士を中心として、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。ご要望があればオンラインでの対応も可能です。

申込方法

以下の方法で申込みください。ご相談内容を確認後、担当者から折り返しご連絡します。

①Web申込み

下記ホームページ内のウェブフォームからお申込みください。

ホームページURL：<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

又は、スマートフォン等で下記QRコードを読み取ってアクセスすることもできます。



②FAX申込み

011-231-1388

※申込書は①のホームページからダウンロードできます。

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

専門家常駐受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

◆専門家派遣に関する専用窓口

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業について **【新規】**

(北海道)

道では、不良による影響に加え、コロナ禍の長期化により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和4年4月12日から令和5年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/109069.html>

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、加藤、浜田

TEL	011-232-2402(直通)
FAX	011-232-2011
URL	https://www.hsc.or.jp
E-mail	suisan@hsc.or.jp

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをし、事業者の申請をサポートしています。

◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

**【J-LOD (1)】海外向けのローカライズ&プロモーションを行う事業に関する補助金の
公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD(1)となる本事業は、コンテンツが主体となった海外展開を行う際のローカライズおよびプロモーションを行う事業者を支援するものです。

◆**公募期間**※予算がなくなり次第終了

2022年3月24日(木)～2023年1月31日(火)

◆**応募方法**

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://j-lodr3.jp/subsidy1/>

◆**問い合わせ先**

補助金事務局:(特非)映像産業振興機構(VIPO)

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2階

TEL:03-6264-2858(10:00～17:00 土日祝を除く)

【URL】<https://www.vipo.or.jp/>

**【J-LOD (2)】海外からの資金調達等のためのピッチングを行う事業に関する補助金の
公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD(2)となる本事業は、日本発のコンテンツの海外展開促進に向けた資金調達手法の多様化、特に若手人材による国際的な資金調達への挑戦を促すことを目的に、資金調達やパートナー獲得等のためのピッチにおいて活用する企画書、シナリオ、映像の制作等への支援を行います。

◆**公募期間**

2022年3月24日(木)～9月30日(金)

◆**応募方法**

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://j-lodr3.jp/subsidy2/>

◆**問い合わせ先**

補助金事務局:(特非)映像産業振興機構(VIPO)

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 2階

TEL:03-6264-2858(10:00～17:00 土日祝を除く)

【URL】<https://www.vipo.or.jp/>

【J-LOD (3)】with コロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業（開催支援）に関する
補助金の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD(3)(開催支援)となる本事業は、収益チャネルの多様化や顧客体験の向上によって、新たな顧客や、事業機会の確保、収益の多様化・強靱化を行う、日本発コンテンツを活用したイベントの実施による新たなビジネスモデルへの転換を行う事業を支援します。

◆公募期間

ビジネスモデル革新枠※予算が無くなり次第終了

- 第1回:2022年3月28日(月)~4月4日(月)
- 第2回:2022年4月29日(金)~5月13日(金)
- 第3回:2022年6月18日(土)~6月24日(金)
- 第4回:2022年7月30日(土)~8月5日(金)
- 第5回:2022年9月10日(土)~9月16日(金)
- 第6回:2022年10月22日(土)~10月28日(金)

収益基盤強化枠

- 第1回:2022年3月28日(月)~4月5日(火)
- 第2回:2022年4月29日(金)~5月13日(金)
- 第3回:2022年6月18日(土)~6月24日(金)
- 第4回:2022年7月30日(土)~8月5日(金)
- 第5回:2022年9月10日(土)~9月16日(金)

※申請にあたっては延期・中止イベントの事前登録が必要になる場合があります。

※イベント実施日によって申請可能期間が異なりますのでご注意ください。

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://j-lodr3.jp/subsidy3/>

◆問い合わせ先

補助金事務局:(特非)映像産業振興機構(VIPO)

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 2階

TEL:03-6264-2858(10:00~17:00 土日祝を除く)

【URL】<https://www.vipo.or.jp/>

**【J-LOD (4)】コンテンツ業界のDXに資するシステムの開発・実証に関する
補助金の公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD(4)となる本事業は、アフター／ウィズコロナ時代におけるコンテンツ業界のDX支援を行う事業で、コンテンツの主に製作・流通工程の効率化に資するシステム開発・実証等により、コンテンツ製作者の事業環境の健全化を促進することを目的としています。

◆**公募期間**

第1回:2022年3月17日(木)~4月28日(木)

第2回:2022年5月16日(月)~6月30日(木)

◆**応募方法**

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://j-lodr3.jp/subsidy4/>

◆**問い合わせ先**

補助金事務局:(特非)映像産業振興機構(VIPO)

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2階

TEL:03-6264-2858(10:00~17:00 土日祝を除く)

【URL】<https://www.vipo.or.jp/>

**【J-LOD (5)】ストーリー性のある映像の制作・発信に関する
補助金の公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大および訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金(J-LOD)の公募を開始しました。

J-LOD(5)となる本事業は、企業等の姿勢や理念に対する顧客の共感を呼ぶストーリー性のある映像(ブランドコンテンツ)の制作・発信を支援するものです。

◆**公募期間**

2022年3月17日(木)～9月30日(金)

◆**応募方法**

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://j-lodr3.jp/subsidy5/>

◆**問い合わせ先**

補助金事務局:(特非)映像産業振興機構(VIPO)

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 2階

TEL:03-6264-2858(10:00～17:00 土日祝を除く)

【URL】<https://www.vipo.or.jp/>

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューを Facebook やメールニュースでも発信しております>

Facebook: <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

◆時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

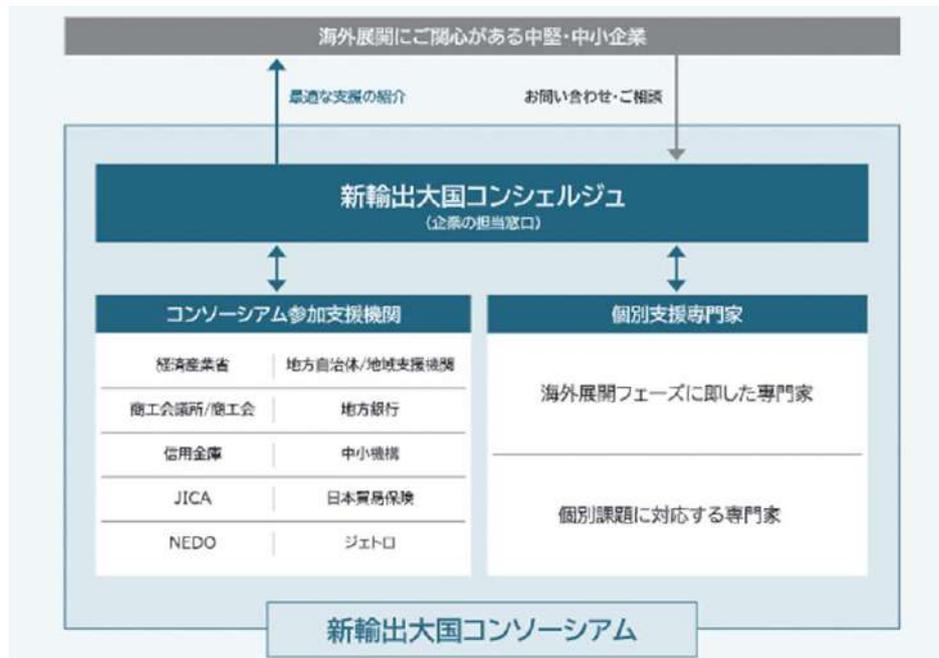
北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

「新輸出大国コンソーシアム」専門家による輸出・海外展開支援

(ジェトロ北海道)

海外ビジネス経験豊富な専門家(パートナー)が、継続的なオンライン相談や企業訪問相談を通じて、輸出や海外展開戦略の策定支援から取引先の確保、海外販路の開拓、現地事業の立ち上げや操業支援までを一貫して支援する事業です。

海外市場に製品の輸出、また、拠点づくりなどをお考えの中堅・中小企業の皆様に海外ビジネスに精通した専門家(パートナー)が、継続的な訪問・面談や海外出張同行、商談会同席を通じて、海外事業計画の作成支援から海外販路開拓や立ち上げ、操業支援までを企業に寄り添い、一貫して支援します。



支援内容	海外展開計画策定から海外販路開拓、拠点の立ち上げなどを専門家が「伴走型」で支援
対象地域	全世界 (1)記載する対象国・地域の数は原則ひとつ。支援を希望される対象国を優先順に第二・第三対象国・地域まで記載ください。 (2)対象国・地域については、実際の審査の運用や専門家の制約等の事情により主要国などに事実上限定される可能性があります。例えば、EUであれば西欧主要国などが中心となる見込みです。また、主要国であっても同様の事情により対応が不可になる場合があります。
対象者	① 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ ② 中堅企業 上記の中小企業者以外のもののうち、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者
対象業種	全業種 ※なお、対応できる適切な専門家がない場合は、本サービスでの支援以外のサービスのご案内となりますので、予めご了承下さい
参加費	基本無料、一部企業様に負担いただく場合があります。 ※詳細は募集要項を確認の上、ご不明点等はジェトロにお問い合わせください
募集締切	募集中 ※定員に達し次第、申し込みを締め切ります

<事業概要>

<https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html>

<ご案内動画>

<https://www.youtube.com/watch?v=f5wgk5mzem0&feature=youtu.be>

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について **【更新】**

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々や、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の 15% です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の 7 日間が開催基本期間です。有楽町店については、7 日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台 1～2 台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

◆募集期間

開催期間 募集期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10	3/10～4/10	6/10～7/10	9/10～10/10

札幌店については、

- ・令和 4 年度第 2 四半期のマーケティングサポート催事は 9/20 まで開催できます。
- ・令和 4 年度第 3 四半期のマーケティングサポート催事は休止します。
- ・令和 4 年度第 4 四半期のマーケティングサポート催事は 2/1 から開催できるようになる予定です。
(令和 4 年度第 4 四半期の受付期間は他店舗同様、通常どおりです。)

※スケジュールが変更になる場合があります。

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3ヶ月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)

※羽田空港店は有楽町店でのテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ①道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ②自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること。
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること。
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること。

◆募集期間

テスト販売期間	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)
募集期間	1/4~2/20	4/1~5/20	7/1~8/20	10/1~11/20

札幌店については、

- ・令和4年度第2四半期テスト販売は販売期間が9/25までとなります。
- ・令和4年度第2四半期テスト販売品のうち、さらに3ヶ月間、テスト販売を継続することとなった商品は、令和5年度第1四半期に継続販売を行います。
- ・令和4年度第3四半期、第4四半期はテスト販売を休止します。
- ・令和5年度第1四半期分から受付再開予定です。

※スケジュールが変更になる場合があります。

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します（令和元年度補正・令和3年度補正予算）【新規】

（北海道経済産業局）

全国商工会連合会では、小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助する、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します。

◆概要

通常枠

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

【補助率】2/3 【補助上限額】50万円

賃金引上げ枠

【申請要件】事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者

【補助率】2/3（赤字事業者は3/4）【補助上限額】200万円

卒業枠

【申請要件】常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

後継者支援枠

【申請要件】将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園※のファイナリストになった事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

※アトツギ甲子園の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://atotsugi-koshien.go.jp/>

創業枠

【申請要件】産業競争力強化法に基づく認定市区町村や、認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

インボイス枠

【申請要件】2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】100万円

◆公募スケジュール

通年で複数回の公募を行い、各回において審査・採択を行います。

【第8回公募】

公募要領公開：2022年3月22日（火）

申請受付開始：2022年3月29日（火）

申請受付締切：2022年6月3日（金）

◆公募要領等

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<商工会地区の方>【URL】https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

<商工会議所地区の方>【URL】<https://r3.jizokukahojokin.info/>

◆問い合わせ先

<北海道内の商工会地区の方：北海道商工会連合会>

TEL：011-251-0102 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

<商工会議所地区の方：商工会議所地区 補助金事務局>

TEL：03-6632-1502 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

共同・協業販路開拓支援補助金の第5回公募を開始しました（令和元年度補正予算）【新規】
(北海道経済産業局)

全国商工会連合会では、中小企業・小規模事業者支援団体等が行う、展示会・商談会・催事販売の開催、継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みの構築等を支援する、共同・協業販路開拓支援補助金の第5回公募を開始しました。

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する「地域振興等機関」の取組を支援することで、地域を支える中小企業・小規模事業者等の商品展開力・販売力の向上を図ります。

また、本補助金の公募説明会をオンラインで開催します。

◆**実施機関**

商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商店街等組織、地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

◆**補助対象事業**

・展示会・商談会型

商談目的の展示会・商談会(主催または他社主催への出展)で展示・宣伝を行い、支援する企業の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、企業の新たな取引先を増加させる取組。

・催事販売型

支援する企業の商品・サービスの物販会や即売会(主催または他者主催への出展)により、企業の売上高増加を支援する取組。

・マーケティング拠点型

支援する企業の商品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

補助上限額・補助率

【補助上限額】5,000万円以内

【補助率】経費区分毎に定額または2/3以内

◆**公募期間**

2022年3月31日(木)～5月20日(金)17:00(必着)

第6回公募開始(全類型):2022年9月末日(予定)

◆**応募方法**

申請書、応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/>

◆**問い合わせ先**

全国商工会連合会 共同・協業販路開拓支援補助金事務局

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 19 階

E-mail: shijo@shokokai.or.jp

TEL: 03-6268-0086(対応時間 9:00～12:00、13:00～17:00 土・日・祝日除く)

※問い合わせは原則 E-mail にて承ります。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ビジネスモデル構築型）の3次公募を開始しました（令和元年度補正予算）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、民間サービスとして継続的に中小企業の拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押しし、持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」の構築を支援する事業補助金の3次公募を開始しました。

◆事業概要

【補助要件】

中小企業 30 者以上に対して、以下を満たす 3～5 年の事業計画の策定支援プログラムを開発・提供すること。

- ・付加価値額：+3%以上/年
- ・給与支給総額：+1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金+30 円
- ・補助事業終了後 1 年で、支援先企業の 80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること

【補助対象者】

中小企業の経営革新を持続的に支援可能な要件を満たす法人

【補助額・補助率】

補助額：上限額 1 億円、下限額 100 万円
補助率：大企業 1/2、それ以外の法人 2/3

【事業期間】

交付決定日から 10 ヶ月以内

【補助対象経費】

人件費、機械装置・システム構築費（備品費）、旅費、謝金、会議費、消耗品費、広報費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権関連経費、外注費

◆公募期間

2022 年 3 月 30 日(水)17:00 ～ 5 月 31 日(火)17:00

◆公募要領

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html#bizmodel>

◆申請方法

申請書類の提出は、4 月 22 日から jGrants(電子申請システム)上でのみ受け付けます。

※電子申請にあたっては、G ビズ ID の取得が必要です。取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「G ビズ ID 運用センター」へ郵送してください。審査に 2～3 週間を要しますので、余裕をもって準備願います。

◆問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00(土日祝日除く)

TEL：050-8880-4053

E-mail：monohojo@pasona.co.jp

※問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します（令和4年度）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業支援センター・大学・金融機関等が中小企業等に対して行う、知財活用促進のための支援施策の拡充や、地域における先導的な仕組みづくり等を支援する補助金の公募を開始します。

本事業は、中小企業等への支援施策を充実させる取組又は知的財産支援の先導的な取組に対する経費を補助し、知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

◆補助対象者

次の条件を満たす産業支援機関とします。

コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人（申請者）を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。

また、幹事法人が業務の全てを他の法人に委託することはできません。なお、幹事法人にのみ交付決定を行います。

- ・日本に拠点を有し、法人格（内国法人格）を有していること。
- ・事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。
- ・本事業を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

◆補助対象者

中小企業支援発展型事業（申請区分 A）

中小企業等の知的財産活用を促進するために、産業支援機関が有する中小企業等支援施策を拡充させる事業

【補助率】補助対象経費の 1/2 以内 【補助上限額】500 万円

中小企業支援定着型事業（申請区分 B）

中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくり等を重視した支援事業を地域に定着させる事業

【補助率】定額 【補助上限額】1,000 万円

◆募集期間

2022 年 4 月 8 日（金）～5 月 6 日（金）17:00 必着

※jGrants を利用する場合、締切日の 17:00 までに申請を実施したものが有効。

※E-mail の場合、締切日の 17:00 までに到着が確認できたものが有効。

◆公募要領、応募方法等

公募要領、応募方法等については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20220408/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-chizai@meti.go.jp

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2022）の公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、中小企業・小規模事業者等が生産性向上のための IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する経費の一部を補助する IT 導入支援事業(IT 導入補助金 2022)の公募を開始しました。

令和元年度補正予算で実施する従来の「通常枠(A・B 類型)」に加えて、令和 3 年度補正予算で実施する「デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型・複数社連携 IT 導入類型)」を設けました。

◆**事業概要**

通常枠(A・B 類型)

製品・サービスの生産・提供などの事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、プロセスの改善と効率化を図る方策として、当該 IT ツールの導入費用の一部を支援するものです。

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、通常枠(A・B 類型)よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

デジタル化基盤導入枠(複数社連携 IT 導入類型)

サプライチェーンや商業集積地の複数の中小企業・小規模事業者等が連携して IT ツールを導入することにより、面的なデジタル化、DX 化の実現や、生産性の向上を図る取組に対して、通常枠(A・B 類型)よりも補助率を引き上げて支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。

◆**申請類型および補助率・補助額・公募要領等**

申請類型および補助率・補助額・公募要領等については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.it-hojo.jp/>

◆**交付申請期間**

2022 年 3 月 31 日(木)～

※交付申請期間中に複数回の締切りを設け、交付決定を行う予定

◆**申請方法**

申請書類の提出は、申請マイページ(事務局ウェブサイト)上でのみ受け付けます。

※申請にあたっては、G ビズ ID プライムアカウントの取得が必要です。審査におおむね 2 週間程度要しますので、余裕をもって準備願います。

【URL】<https://gbiz-id.go.jp/top/>

◆**問い合わせ先**

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話:042-303-9749

受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日を除く)

**成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）
の公募を開始しました（令和 4 年度）【更新】**

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業等が大学・公設試等と連携して行う研究開発及びその事業化に向けた取組を最大 3 年間支援する「成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）」（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）の公募を開始しました。

◆事業概要

対象事業

中小企業等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う研究開発等が支援対象となります。

具体的には、中小企業の特定制ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針（以下、高度化指針という。）を踏まえた研究開発等が支援対象になります。

対象者

中小企業・小規模事業者等を中心とした共同体

申請枠

申請に際しては、以下 2 つの枠のいずれかを選択することができます。

【通常枠】

中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援するもの。

【出資獲得枠】

高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後 1 年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援するもの。

公募要領等詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2022/220225mono.html>

◆公募期間

2022 年 2 月 25 日（金）17:00 ～ 4 月 21 日（木）17:00

◆採択件数 ※見込みであり予告無く変更することがあります。

【通常枠】100 件程度

【出資獲得枠】5～10 件程度

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

TEL:011-709-2311(内線 2587)

FAX:011-707-5324

E-mail:bzl-hokkaido-gotech@meti.go.jp

**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

◆ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

◆相談窓口一覧

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

【URL】https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の3次公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内の生産拠点等の整備を行う事業者を支援する補助金の3次公募を開始しました。

◆公募概要

【補助対象事業】

対象事業 A: 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業

対象事業 B: 感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業

中小企業特例事業: 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

【対象事業者】

大企業、中小企業等(中小企業特例事業は中小企業等)

※資本金が5億円以上の法人に100%株式を保有される中小企業や直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者、みなし大企業に該当する中小企業者は大企業として扱う

【補助上限額】

対象事業 A・B: 100億円

中小企業特例事業: 5億円

【補助率】

対象事業 A・B: 大企業 1/2 以内～1/4 以内、中小企業等 2/3 以内～1/4 以内

※補助対象経費の額に応じて段階的に低減

中小企業特例事業: 中小企業等: 2/3 以内

【事業期間】

原則3年間(大規模投資案件は4年間)

【補助対象】

建物・設備の導入等

◆申請期間

2022年3月1日(火)～5月6日(金)12:00

◆申請方法・公募要領

本公募は、補助金電子申請システム「JGrants(J グランツ)」にて応募を受け付けます。

申請方法・公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000005jiFIEAI>

◆問い合わせ先

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-5 KDX 日本橋 313ビル 5階

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部

TEL: 03-6825-5476

E-mail: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型・グローバル展開型）
の公募を開始します（令和元年度補正・令和3年度補正）**

（北海道経済産業局）

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、ものづくり補助金の公募を開始しました。

なお、一般型では、通常枠とは別に、補助率や補助上限額を優遇した「回復型賃上げ・雇用拡大枠」、「デジタル枠」、「グリーン枠」を設け、積極的に支援します。

◆**募集内容**

対象者

中小企業者、特定事業者の一部および一定要件を満たす特定非営利活動法人

補助率

補助対象経費の2分の1又は3分の2以内

補助上限額

10次締切分から、一般型に「回復型賃上げ・雇用拡大枠」、「デジタル枠」、「グリーン枠」を新設しました。

【一般型】通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠：750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）

グリーン枠：1,000万円、1,500万円、2,000万円（※従業員規模により異なる）

【グローバル展開型】3,000万円

補助要件

以下を満たす3～5年以内の事業計画の策定および実行

- ・付加価値額 +3%以上/年
- ・給与支給総額 +1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

◆**公募スケジュール**

通年で公募を実施しており、現在は10次締切分を公募しています。

2022年2月16日(水)17:00～5月11日(水)17:00

採択発表は、2022年7月中旬を予定しています。

◆**申請・問い合わせ先**

申請は電子申請となっています。

公募要領、申請書様式等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

コロナ禍における事業継続に向けたBCP関連情報

(北海道経済産業局)

新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、国民生活と経済活動を維持していくためには、事業者の事業継続に向けた取組の強化が不可欠であり、BCP(事業継続計画)の策定、実行の重要性が増しています。

経済産業省北海道経済産業局では、BCP のはじめの一歩として、中小企業でも策定しやすい「事業継続力強化計画」認定制度のほか、BCPに関する様々な情報を掲載しています。

感染症や自然災害への備えとして、BCP の策定・点検・実行にお役立てください。

事業継続力強化計画認定制度の詳細は以下をご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>

◆参考

経済団体に対する取組強化の要請、事業者が策定したBCPの公表・登録等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.meti.go.jp/covid-19/bcp/index.html>

BCPの必要性、策定に向けた支援メニュー等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/bcp/about_bcp_2.html

中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する事業再構築補助金の第6回公募を開始しました。

◆制度概要・事業再構築指針

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指し、要件をすべて満たす企業・団体等。

要件等事業制度の概要及び事業再構築指針等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

◆公募要領等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

◆第6回公募スケジュール※2022年中にさらに2回程度の公募を予定しています。

公募開始：2022年3月28日(月)

申請受付：2022年5月下旬～6月上旬予定

応募締切：2022年6月30日(木)18:00

◆申請方法

事務局ウェブサイトからの電子申請のみとなり、GビズIDプライム※の取得が必要です。

取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、余裕をもって準備願います。

※本補助金の応募申請に限っては、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」の付与によって応募が可能です。暫定プライムアカウントの発行方法・留意点は、以下の事務局ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku-shinsei.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f>

◆問い合わせ先

・公募要領等に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 コールセンター

ナビダイヤル：0570-012-088

IP 電話用：03-4216-4080

受付時間 9:00～18:00(日祝日を除く)

よくある質問は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>

・電子申請システムの利用方法に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 システムサポートセンター

TEL：050-8881-6942

受付時間：9:00～18:00(土日祝日を除く)

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

令和4年4月11日(月) ~ 5月20日(金)【17時必着】

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ

TEL:011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

◆ ホームページ

https://www.hsc.or.jp/consul_cat/development/

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100万円	1/2以内
地域資源活用型事業化実現事業	道内の中小企業者等	道内の地域資源(※2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150万円	
製品開発チャレンジ支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は令和3年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者(計画期間内の事業者に限る。)

※3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源

「地域課題解決型起業支援事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を起業支援金として補助するとともに、事業の実現性を高めるため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが事業の立ち上げに当たり、伴走支援を行います。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆**募集期間**

令和4年4月8日(金)～5月11日(水)【17時必着】

◆**問い合わせ先:**

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援 G

TEL 011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

◆**ホームページ**

<https://www.hsc.or.jp/consul/regional-entre/>

◆**対象者**

次のいずれにも該当する中小企業者等とします。

(1) 事業を営んでいない個人(※1)であって、募集開始日から令和4年12月31日までに、北海道内で個人事業の開業届出をした者、中小企業者である株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、又は企業組合(※2)若しくは特定非営利法人の設立を行い、その代表者となる者。

※1 交付申請日時点で、開業届を提出している者または法人や組合等の代表者である者は対象外です(ただし、募集開始日以降に開業届を提出した者及び法人や組合などの代表者になった者を除きます)。また、休業中の場合も対象外です。

※2 企業組合の場合は、組合員のいずれもが事業を営んでいない個人とします。

(2) 北海道内に居住していること、又は補助事業期間完了日までに北海道内に居住することを予定していること等。

◆**対象となる事業**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 北海道が地域再生計画において定める分野において、地域の課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する社会的事業であり、新たに起業する事業であること。ただし、第一次産業(農業・林業及び水産業)に分類される事業を除く。

ア 本道の地域社会が抱える課題の解決に資すること。

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。

(2) 北海道内で実施する事業であること。等

◆**起業支援金対象経費**

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費

◆**起業支援金交付限度額**

200万円(補助率1/2以内)

◆**伴走支援**

起業支援金交付対象事業者には、センターが伴走支援を行います。

令和4年度中小企業競争力強化促進事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等を対象とした令和4年度中小企業競争力強化促進事業の募集を開始しました。

◆募集事業

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等(道内において行われるものを除く。)への出展に要する経費 ※オンライン展示会の場合は 国内実施(上限 100 万円)扱いとなります	国内実施 100 万円 国外実施 200 万円	1/2 以内
②コンサルタント等招へい支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング又は脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成に向けた取組等のコンサルタント等の招へいに要する経費 ※オンラインによるコンサルティングも対象となります	100 万円	
③産業人材育成事業(派遣)	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50 万円 (1人当たり)	
④産業人材育成事業(招へい)	脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等の社会経済情勢の変化に対応するなど、競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むために行う講師を招へいして実施する研修会等に必要経費	50 万円	
⑤テレワーク導入支援事業(産業人材育成・確保支援事業(確保事業))	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方の導入に要する経費	60 万円	
⑥市場対応型製品開発支援事業(一般)	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	300 万円 (うち市場調査等に要する経費 200 万円)	
⑦市場対応型製品開発支援事業(特定産業分野)	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500 万円 (うち市場調査等に要する経費 200 万円)	
⑧市場対応型製品開発支援事業(共同研究開発)	道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)	500 万円 (うち市場調査等に要する経費 200 万円)	

◆募集期間 令和4年4月下旬 ~ 5月下旬 (予定)

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援 G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/news/2021jyourei_1st/ E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

令和4年度中小企業等外国出願支援事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、海外特許出願等に取り組む道内中小企業者等を支援する中小企業等外国出願支援事業(特許庁・北海道経済産業局事業)の募集を実施します。

◆募集期間

令和4年5月中旬 ～ 6月下旬(予定)

◆対象者 道内の中小企業者等

(ア)中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。ただし、みなし大企業を除く。
(イ)地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)。

※次のいずれかに該当していること

- ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。

◆対象となる外国出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願を行っている出願であって、次の(ア)～(エ)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。

(ア)パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

(イ)特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件)。

(ウ)意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)

(エ)マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願が申請者である中小企業者等による出願であること。

◆補助限度額

補助率 1/2 以内

①1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円

②1出願に対する1事業年度内の補助限度額

(ア)特許出願 150万円

(イ)実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願(冒認対策商標を除く)60万円

(ウ)冒認対策商標 30万円

◆補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他特に必要と認められる経費

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター企業振興部 助成支援 G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/news/r3_gaikokusyutugan/

E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ①(借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	割賦 リース
	償還方法		割賦 リース
		保証金	割賦 リース
	連帯保証人		道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<ul style="list-style-type: none"> ■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合 ■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{※1} (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2023年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2033年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	(a)親族後の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継) (b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継) ※親族を除く。 ※既に代表者が交代済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。
要件2	(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること (2)後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと (3)事業承継計画の提出があること (4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと (5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと (6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと ※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について **【新規】**

(北海道)

ロシアによるウクライナ侵略により影響を受けている道内中小企業等向けの総合相談窓口を経済部国際経済課内に設置し、相談を受け付けております。

◆相談窓口

【総合相談窓口の概要】

○設置箇所

北海道経済部経済企画局国際経済課国際経済係

○設置期間

令和4年3月2日(水)から当面の間

○利用時間

8時45分から17時30分(土日祝日および12月29日から1月3日まではお休み)

○電話番号

011-204-5339

水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融資対象	① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 ② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方	道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方
資金使途	事業資金(設備資金・運転資金)	運転資金
融資金額	2億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置2年以内)
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階) ※通常の保証料率から10%割引された料率となります
取扱期間	令和4年(2022年)6月30日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ③ 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ④ 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2022年9月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$)を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$)を乗じた額

◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

◆問い合わせ先

・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。

(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です)

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

人材確保等支援助成金 (令和4年度改正)

コースの種類	コース概要	助成額
雇用管理制度助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	事業主が雇用管理制度(「諸手当等制度」「研修制度」「健康づくり制度」「メンター制度」「短時間正社員制度(保育事業主のみ)」)を新たに導入し、実施することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成: 57万円 (生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、利用することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成: 支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限150万円
人事評価改善等助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	生産性向上のため、人事評価制度と賞金アップを含む賞金制度を整備し、実施することで、生産性向上、賞金アップ、離職率の低下を実現させた事業主に対して助成	目標達成助成: 80万円 ※生産性要件を満たすとともに、賞金アップと離職率低下を実現させた場合に支給
中小企業団体助成コース	都道府知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 ※上限額 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限1000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円
外国人労働者就業環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就業環境を整備するため、「雇用管理責任者の選任」「就業規則等社内規定の多言語化」に加え、「苦情相談体制の整備」「社内マニュアル・標識類等の多言語化」「一時帰国のための休暇制度」のいずれかの措置を実施した事業主に助成	実施助成 ・生産性要件を満たしていない場合: 支給対象経費の1/2 (上限57万円) ・生産性要件を満たした場合: 支給対象経費の2/3 (上限72万円)

◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さつぽろセンター6階)
TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html
- ・外国人就業環境整備助成コース
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)

助成内容		助成額 ※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)	① 有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ② 無期→正規:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ※ 有期→無期は令和4年3月31日をもって廃止 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に以下の助成額を加算 1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額) ※ 対象者が母子家庭の母または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算 ①1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額) ②1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 ①1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額) ②1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり9万5,000円<12万円>(7万1,250円<9万円>)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円(90万円) ② 有期→無期: 60万円(45万円) ③ 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円(33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円(33万円) ※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合(1人当たり)	対象労働者数が 1人～5人:3万2,000円<4万円>(2万1,000円<2万6,250円>) 6人以上:2万8,500円<3万6,000円>(1万9,000円<2万4,000円>) ※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に以下の助成額を加算 1人当たり1万4,250円<1万8,000円> ※ 中小企業において5%以上増額改定した場合に以下の助成額を加算 1人当たり2万3,750円<3万円> ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万円<19万2,000円>(12万円<14万4,000円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、社会保険適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施した場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満:1万9,000円<2万4,000円>(1万4,000円<1万8,000円>) 3%以上 5%未満:2万9,000円<3万6,000円>(2万2,000円<2万7,000円>) 5%以上 7%未満:4万7,000円<6万円>(3万6,000円<4万5,000円>) 7%以上 10%未満:6万6,000円<8万3,000円>(5万円<6万3,000円>) 10%以上 14%未満:9万4,000円<11万9,000円>(7万1,000円<8万9,000円>) 14%以上:13万2,000円<16万6,000円>(9万9,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	3時間以上延長:22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満:5万5,000円<7万円>(4万1,000円<5万2,000円>) 2時間以上3時間未満:11万円<14万円>(8万3,000円<10万5,000円>)

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)
TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

**令和4年4月1日から
キャリアアップ助成金の申請先が
変更となります。**

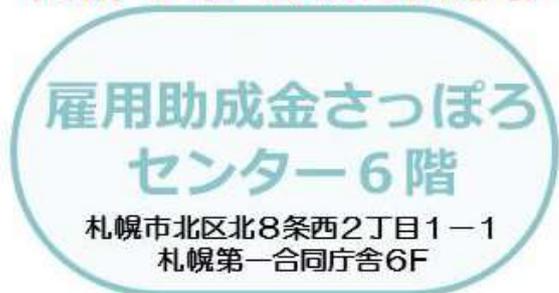
雇用助成金さっぽろセンター 助成金の申請先変更のお知らせ

事業主の皆様へのサービス向上を図るため、雇用助成金さっぽろセンター及び各ハローワークで取り扱っているキャリアアップ助成金につきまして、書類の申請先は次のとおり変更となります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年3月31日まで



令和4年4月1日から



令和4年4月1日以降、キャリアアップ助成金に関する書類は、雇用助成金さっぽろセンターへ提出してください。

ただし、令和4年3月31日までにハローワークに提出した、

- ・キャリアアップ計画書
- ・キャリアアップ計画書（変更届）
- ・キャリアアップ助成金支給申請書

において、ハローワークから不足書類等の提出を求められている分については、ハローワークに提出してください。

**※ハローワーク札幌・札幌東・札幌北の管轄事業所に係る
申請先の変更はありません。**

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

令和4年4月1日から、

- 「**人への投資促進コース**」が創設されました (詳細は次ページをご覧ください)
- 既存のコースについて、見直しがなされました

【主な見直し内容】

訓練コース名	各コースの見直し
各コース共通	① 訓練機関、訓練講師要件の変更 ② 「eラーニング」「通信制」による訓練を対象化
特定訓練コース	① OJT 助成額の変更(定額化) ② セルフ・キャリアドック制度導入による上乗せを廃止 ③ 対象訓練の整理 (特定分野認定実習併用職業訓練を認定実習併用訓練へ統廃合、グローバル人材育成訓練の廃止)
特別育成訓練コース	① OJT 助成額の変更(定額化) ② 対象訓練の廃止 (中小企業担い手育成訓練の廃止)

令和4年4月からの人材開発支援助成金は以下のとおりとなります

助成内容 (※1)		助成率・助成額 <small>注：() 内は中小企業以外の助成額・助成率</small>	
		生産性要件を満たす場合 (※2)	
New 人への投資促進コース	●高度デジタル人材育成訓練 など6メニュー	※詳細につきましては、 次ページをご覧ください	
特定訓練コース	●労働生産性向上訓練 ●若年人材育成訓練 ●熟練技能育成・承継訓練 ●認定実習併用訓練	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 賃金助成:760(380)円 (1人1時間あたり) ◎OJT(認定実習併用職業訓練に限る。) 実施助成:20万(11万)円 (1人あたり)	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 賃金助成:960(480)円 (1人1時間あたり) ◎OJT(認定実習併用職業訓練に限る。) 実施助成:25万(14万)円 (1人あたり)
一般訓練コース	●他の訓練コース以外の訓練	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円 (1人1時間あたり)	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円 (1人1時間あたり)
特別育成訓練コース	●一般職業訓練 ●有期実習型訓練	◎OFF-JT 経費助成:正社員化 70% 非正規維持 60% 賃金助成:760(475)円 (1人1時間あたり) ◎OJT(有期実習型訓練に限る。) 実施助成:10万(9万)円 (1人あたり)	◎OFF-JT 経費助成:正社員化 100% 非正規維持 75% 賃金助成:960(600)円 (1人1時間あたり) ◎OJT(有期実習型訓練に限る。) 実施助成:13万(12万)円 (1人あたり)
教育訓練休暇等付与コース ※3	●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が制度を利用して訓練を受けた場合に助成	制度導入・実施助成:30万円(定額)	制度導入・実施助成:36万円(定額)

※1 特定訓練コース・一般訓練コース：正社員を対象 特別育成訓練コース：有期労働者等、非正規雇用労働者を対象

※2 生産性要件を満たした場合には、通常の支給額との差額が追加で支給されます (別途、支給申請が必要となります)

※3 既存の教育訓練休暇等付与コースのうち、長期教育訓練休暇等制度については「人への投資促進コース」での対応となります。

【経費助成上限額】 ※()内は中小企業以外の上限額。なお、一般訓練コースには、企業規模による区別はありません。

	100 時間未満の訓練	100 時間以上 200 時間未満の訓練	200 時間以上の訓練
特定訓練コース	15 万円	30 万円	50 万円
特別育成訓練コース	(10 万円)	(20 万円)	(30 万円)
一般訓練コース	7 万円	15 万円	20 万円

人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
 - 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について [国民の方からのアイデア](#) を募集。
 - 「[企業の従業員教育、学び直しへの支援](#)」や「[デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援](#)」などを内容とする提案が寄せられた。
 - 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、**令和4年度から令和6年度までの間**、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「[人への投資促進コース](#)」を設ける。
- ※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等

※ 令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、**オンライン研修(eラーニング)** による訓練を対象化

1. デジタル人材・高度人材の育成

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材[※]の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成
 ※ ITSS（ITスキル標準）レベル4若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練[※]を実施する事業主に対する助成
 ※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

2. 労働者の自発的な能力開発の促進

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための**長期休暇制度**や**短時間勤務等制度**（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の賃金助成の人数制限の撤廃等）

自発的職業能力開発訓練

労働者が**自発的に受講**した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「**定額制訓練**」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

助成率（額）

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額		備考
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
人への投資促進コース	正規 非正規	高度デジタル訓練(ITSS [※] 標準レベル3.4以上)	75%	60%	960円	480円	-		資格試験(受験料)も助成対象
		成長分野等人材訓練 海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-		
	正規 非正規	情報技術分野認定実習併用職業訓練 OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)	訓練期間6ヶ月～2年(大臣認定必要) 資格試験(受験料)も助成対象
		長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度(30日以上連続取得)	制度導入経費20万円 (+4万円)		1日当たり 6,000円 (+1,200円)		-		
	正規 非正規	長期教育訓練休暇等制度 所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度	制度導入経費20万円 (+4万円)		-		-		・長期教育訓練休暇制度を導入済みの企業も賃金助成の対象 ・賃金助成の人数制限を撤廃
		自発的職業能力開発訓練 労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-		
正規 非正規	定額制訓練 「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-			

● 人材開発支援助成金の詳細については厚生労働省のHPをご覧ください。下記にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
 雇用助成金さっぽろセンター 6階 TEL: 011-788-9070

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆4~5月の事業所向けセミナーの予定はありません。

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

◆支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所 (16ヶ所)〕

- ・ 経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・ 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・ 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zenpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



**【UIJターン新規就業支援事業】
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内**

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村(※)に移住した場合に、移住者に最大 100万円を支給する制度です。北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住(予定)者が応募し就職する必要があります。

マッチングサイトに掲載する求人広告は大手民間求人サイトにも無料で掲載されるので応募者確保につながります。求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

(※令和4年4月現在で道内126市町村が実施しています。)

◆移住支援金の概要 (対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

(1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている求人広告に応募し、就職した方等に支給します。

(2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

※令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき、最大30万円を加算する市町村もございます。

◆法人等の登録要件 (詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください)

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 本社所在地が東京圏の場合は、求人が勤務地限定型社員であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

◆法人等登録の受付

北海道「UIJターン新規就業支援事業」(法人向けページ)より登録申請書を作成し、道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 北海道「UIJターン新規就業支援事業」(法人向けページ)
- ・ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>)
- ・ 移住支援金対象法人等登録マニュアル
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/houjinmanual.html>)
- ・ メールアドレス(jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp)

移住支援金対象法人等
登録マニュアル



◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

北海道 異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」【新規】

(北海道)

コロナ禍による離職者が、対象業種に属する事業を行う事業所に正社員等として就職した場合に奨励金を支給することにより、コロナ禍による離職者の就職を促進するとともに、対象業種における人材確保を支援する事業です。



主な支給要件

- ・コロナ禍による離職者であること
- ・北海道内で対象業種に属する事業(※ただし公共職業安定所等に求人登録をしている事業に限る)を行う事業所に令和4年4月1日から令和4年11月30日までに、正社員等(試用期間も含めて1年以上の雇用期間かつ週30時間以上勤務)として雇用され、3ヶ月以上勤務した者であること。
- ・当該事業所に正社員等として雇用された日前1年間において、対象業種とは別の業種に属する事業で就業していたものであること。
- ・雇用された事業所において、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 第4回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理職」又は「C 事務的職業」に従事するもの
 - イ 公務員
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」
- ・正社員等として事業所に雇用された日前5年間において、当該事業所と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所で就業していない者であること。
- ・当該事業所に継続して勤務する意思を有する者であること。
- ・正社員等として事業所に雇用された日前6ヶ月間において、学校等の教育機関を卒業または中退していない者であること。なお、職業訓練は対象です。
- ・外国籍の者にあつては、当該事業所において雇用された時点で就労可能かつ更新可能な在留資格を取得している者であること。ただし、在留資格「技能実習」を除くほか、「特定活動」においては、46号のみとする。

対象となる業種(日本標準産業分類の中分類)

01 農業、02 林業、03 漁業、04 水産養殖業、05 鉱業、採石業、砂利採取業、06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業、09 食料品製造業(※ただし「092 水産食料品製造業」に限る)、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業(※ただし「444 集配利用運送業」及び「445 その他の道路貨物運送業」は除く)、74 技術サービス業(※ただし「742 土木建築サービス業」に限る)、75 宿泊業、76 飲食店、83 医療業(※ただし「835 療術業」は除く)、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業、89 自動車整備業、90 機械等修理業、92 その他の事業サービス業(※ただし「923 警備業」に限る)

※ただし、第4回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理職」又は「C 事務的職業」に従事する者は対象となりません。

申請書受付期間

令和4年4月1日から令和4年12月30日まで

※令和4年11月30日までに正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内(消印有効)に予備審査依頼書(様式1)及び就業証明書(様式2)を提出する必要があります。

例)〇月1日雇用→翌月1日消印有効、〇月31日雇用→翌月30日消印有効

詳細は特設サイトをご覧ください

◆問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター TEL:050-3629-4176

受付時間:月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

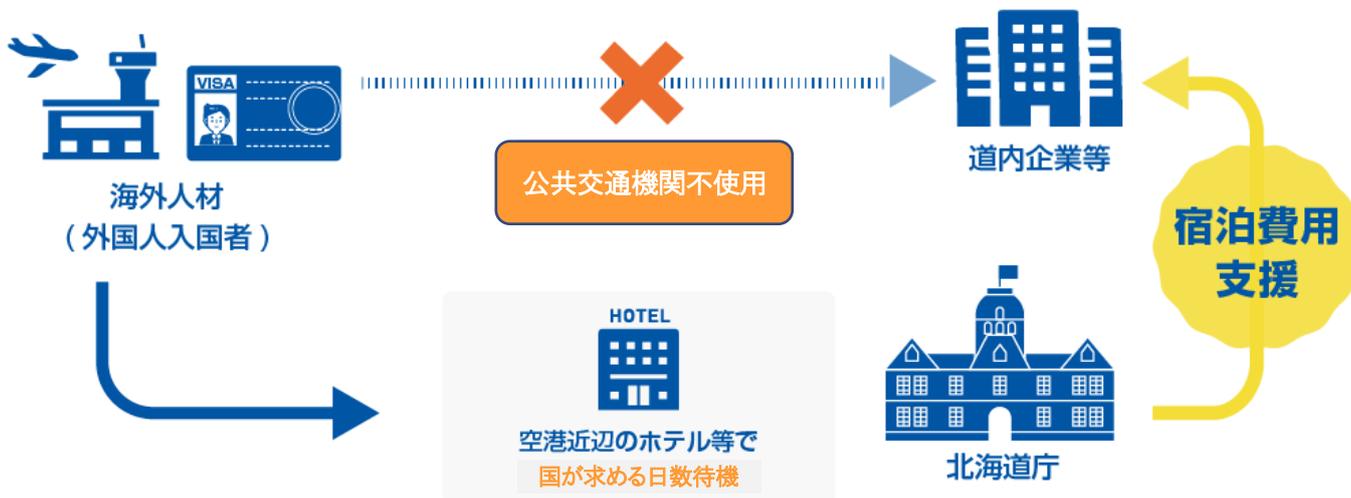
※日曜・祝日・12月30日~1月3日、上記時間外はメールでの受付のみ。



北海道 海外人材待機費用緊急補助金 **【新規】**

(北海道)

道では、道内企業が海外から外国人材を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



申請期間	2022年4月1日～2023年3月17日
補助対象者	道内企業等 道内に所在する事業所において、道内で業務に従事する海外人材(2022年3月19日以後に水際対策への対応を終了した日本国籍を有しない者)を雇用する法人又は個人
対象在留資格	①技能実習 ②特定技能 ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動(インターンシップ、EPA等)の内、「対象の14業種」で就労するもの ^{※1} ^{※1} 対象の14業種: 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食料品製造分野、外食業分野
補助額	1人1万円(上限) × 国が求める期間(上限)
補助対象経費	水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費(実費) (2022年4月1日から2023年3月17日17時まで申請した分)
対象期間	2022年3月19日以後チェックアウト済から2023年3月17日チェックアウト済まで

詳細は特設サイトをご覧ください

◆問い合わせ先

北海道海外人材待機費用緊急補助金申請受付窓口(コールセンター)

TEL:011-251-5803

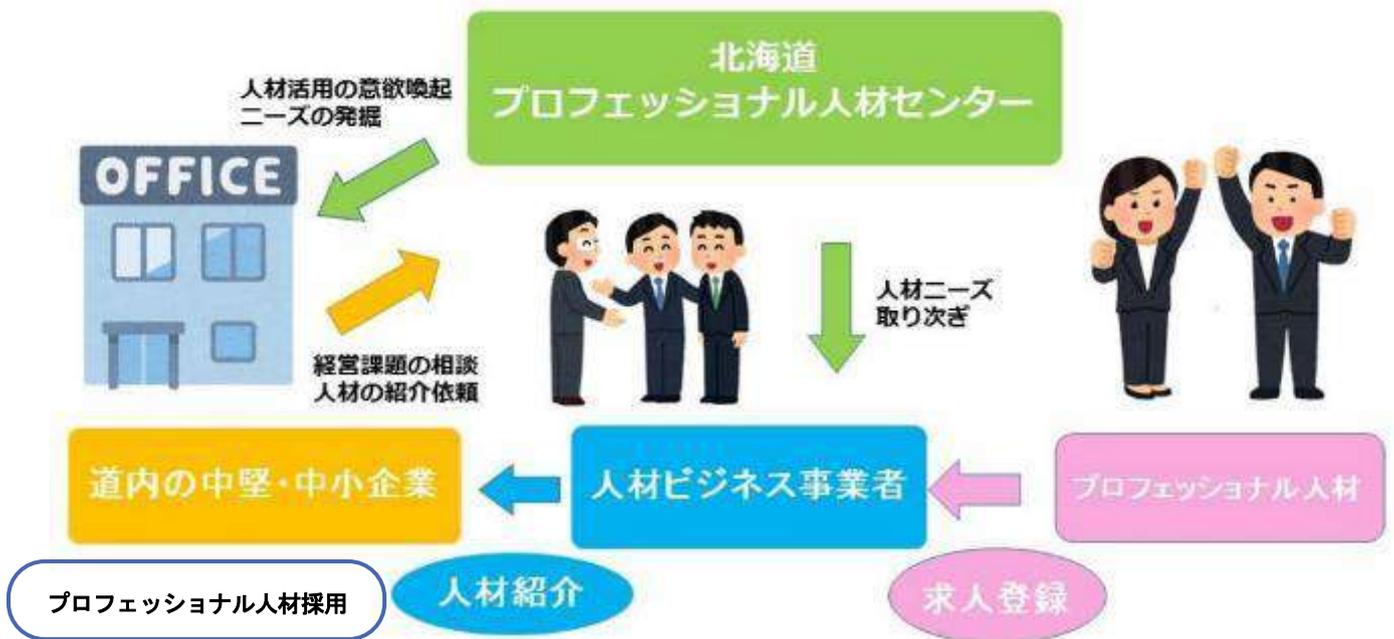
受付時間: 平日 9:00～17:00



北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB:<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

◆北海道短期おしごと情報サイト

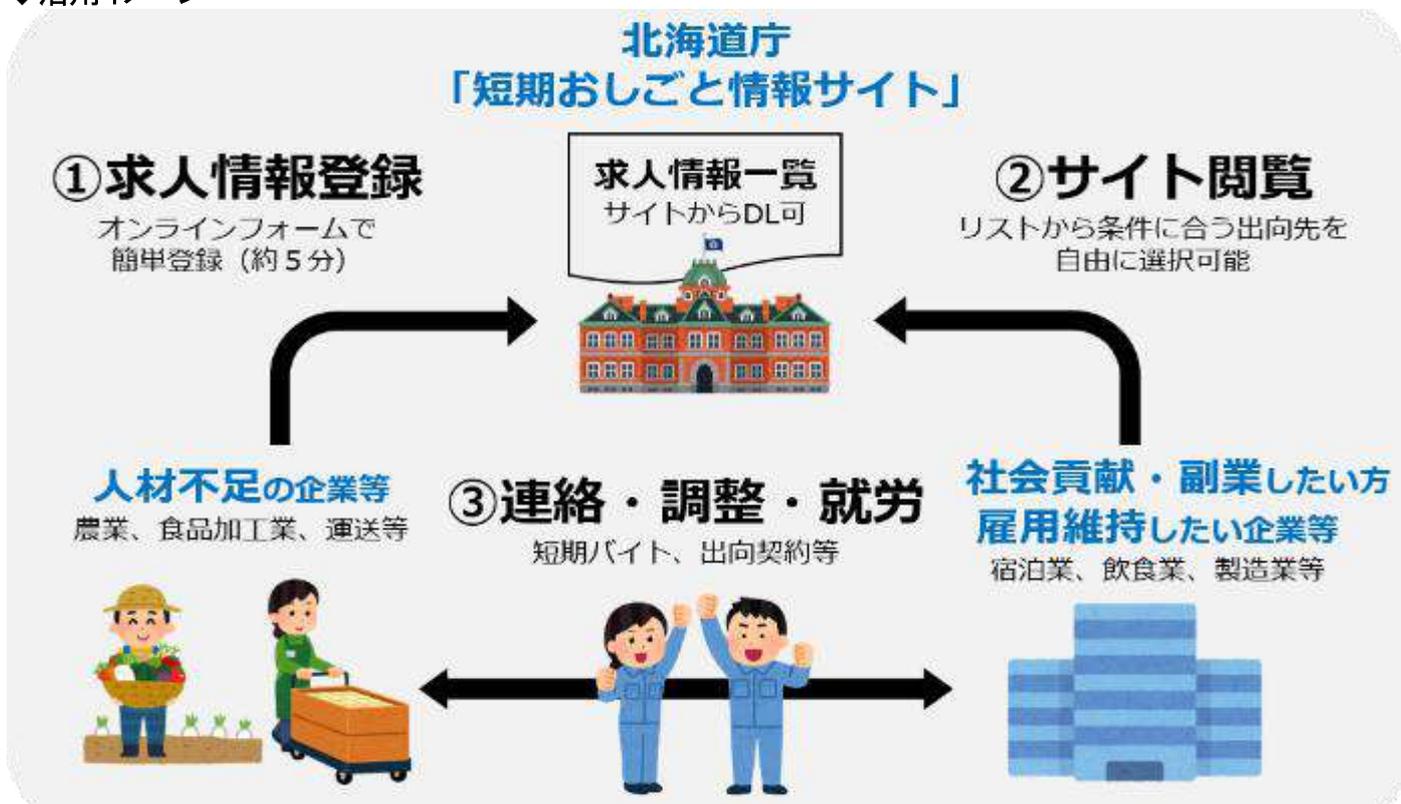
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>

◆開設

令和2年4月23日



◆活用イメージ



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 5月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2022年5月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◆◇

2022年度の研修ガイド・上半期カリキュラムを配布しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【 公的助成制度 】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ(<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>)をご覧ください。

旭川校 HP



No.5 クレーム対応力強化講座
～ピンチをチャンスに変える顧客満足度向上の極意～

この研修では、クレームの本質とクレーム対応の基本手順を学びます。口頭でのクレーム対応方法についてロールプレイングを通じて学び、文書でのクレーム対応についてはその書き方を学びます。また、クレームに関わるメンバーのメンタルヘルスキアの重要性を演習を通して学び、クレーム対応力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. クレーム対応の基本姿勢と、対応ステップを身につけます。
2. クレーム対応に取り組む際のメンタルヘルスキアを学びます。
3. クレームを収束・解決できる心構えとスキルを養います。

◆研修期間 5月10日(火)～5月12日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、クレーム担当者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 一般社団法人人財開発支援協会 代表理事 雨宮 利春 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002pw6.html>

No.6 組織風土づくりの考え方・進め方(札幌キャンパス開催)
～ イキイキコミュニケーションで働きやすい職場づくり ～

この研修では、働きやすい職場環境を整え、メンバーの能力を最大限に引き出す組織風土をつくるために、どのように組織を変革していくのか事例を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業文化・価値観を共有し、社員の共感を得られる組織とはどのような組織かを学びます。
2. 自社のビジョン達成に向けて、社員の前向きな気持ちや、自律的な働きを引き出すヒントを学びます。
3. 協働・協調できる組織を築くための「変革シナリオ」の作成に取り組みます。

◆研修期間 5月12日(木)～5月13日(金) 2日間

◆研修時間 13時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社エム・イー・エル 取締役 佐藤 康二 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002q20.html>

No.7 若手リーダー研修①
～ 周囲を巻き込み、成果を上げる！リーダー養成講座 ～

この研修では、若手社員がリーダーとしての自覚を持ち、周囲のメンバーに積極的に働きかけ、チームとして目標達成を推進していくために必要となる、上司の補佐、後輩・部下指導、チームで仕事を円滑に進めるスキルについて学びます。また将来、組織の中心となるために、「理想のリーダー像」を目指した今後の行動を考えます。

◆この研修のポイント

1. 若手リーダーとしての立ち位置を理解して、職場の中核的人材へ成長するための意識改革につながります。
2. 後輩指導のポイントや上司との連携について学びます。
3. チーム内のまとめ役として、周囲を巻き込む仕事の進め方が身につきます。

◆研修期間 5月16日(月)～5月18日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表・国際コーチ連盟プロフェッショナルコーチ・米国 GALLUP 認定ストレングスコーチ 田中 薫 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002qg0.html>

No.8 新任管理者研修①
～ 「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座 ～

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
3. 管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

◆研修期間 5月23日(月)～5月26日(木) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 39,000円(税込)

◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002qmh.html>

No.9 経営に活かす！人材育成の進め方
～ 強い組織をつくりあげる「人材育成プラン」講座 ～

この研修では、中小企業が限られた人材を“戦力”に育てるための視点や手法を理解し、強い組織を作り上げるための人材育成の進め方について演習や事例を交えて学んだ上で、自社の人材育成プランの立案に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 人材育成の重要性をあらためて理解し、教育体系や教育フローを学びます。
2. 経営方針(経営戦略)と教育体系が密接に関連することを学びます。
3. 自社の人材育成プランが立案できるとともに、「事業内職業能力開発計画」作成のヒントが得られます。

◆研修期間 5月25日(水)～5月27日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 合同会社人材開発アカデミー 代表社員 笹森 光彦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002qsd.html>

No.201 次世代トップリーダー研修(稚内開催)
～ 我が社の進むべき道を定め、行動できるリーダーを目指す ～

この研修では、次世代を担うトップリーダーとして求められる役割・心構えについて学び、演習を交えて自社の将来ビジョンを描き、今後の組織の成長シナリオや自身の行動目標を検討します。

◆この研修のポイント

1. 経営の全体像、自社の経営理念を再確認します。
2. 自社の将来ビジョンや自身の行動目標を策定します。
3. 経営に対する参画意識が高まります。

◆研修期間 5月27日(金)～5月28日(土)、6月13日(月)～6月14日(火) 計4日間

◆研修時間 18時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 29,000円(税込)

◆講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表 人間力経営株式会社 代表取締役 坂本 篤彦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/ucigs50000001tmk.html>

No.10 管理者の実践的仕事術(札幌キャンパス開催)
～ 悩める管理者必見！上司としてのセルフマネジメント術を学ぶ ～

この研修では、部門の業績、部門の働きやすさを実現するために、業務的側面と心理的側面の両面から、セルフマネジメントの手法をマスターします。また、自身のセルフマネジメントの改善計画を策定し、知識の定着と明日からの行動に結びつけます。

◆この研修のポイント

1. 仕事を管理するためのマネジメント手法を体系的に学びます。
2. 世界の先端に行く心理学を踏まえたセルフマネジメントの手法を学びます。
3. 自身のセルフマネジメントの改善計画を作成します。

◆研修期間 5月30日(月)～5月31日(火) 2日間

◆研修時間 13時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 溝井&パートナー経営コンサルティング事務所 代表 溝井 伸彰 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002qy9.html>



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

＜令和4年度能力開発セミナー開催予定（5月～7月） 受講申込受付中！！＞

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M009	被覆アーク溶接技能クリニック	6/6-7(12H)	8	20,000
	1M012	半自動アーク溶接技能クリニック	6/8-9(12H)	8	20,000
	1M015	TIG溶接技能クリニック	6/13-14(12H)	8	18,500
	1M006	旋盤加工技術	7/7-8(12H)	10	13,000
	1H111	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによるQC7つ道具活用編)	7/21-22(12H)	10	8,000
電気・電子	1D013	低圧電気設備の保守点検技術	5/12-13(12H)	10	7,500
	1D110	PLC制御の応用技術(ST編)	5/12-13(12H)	10	9,000
	1D117	PLCによるタッチパネル活用技術	5/16-17(12H)	10	9,000
	1D101	有接点シーケンス制御の実践技術	5/24-25(12H)	10	8,000
	1D016	電気系保全実践技術(有接点シーケンス編)	5/26-27(12H)	10	7,000
	1H108	現場のための電気保全技術	6/9-10(12H)	10	10,000
	1D106	PLCプログラミング技術	6/20-21(12H)	10	9,000
	1D113	PLC制御の応用技術(応用命令編)	6/22-23(12H)	10	9,000
	1D006	一般用電気工作物の施工技術	7/2-3(12H)	10	13,000
	1D008	一般用電気工作物の施工技術(応用)	7/9-10(12H)	10	13,000
居住	1H002	実践建築設計2次元CAD技術(Jw__CAD製図支援編)	6/7-8(12H)	10	7,000
	1H012	実践建築設計2次元CAD技術(AutoCAD製図支援編)	6/23-24(12H)	10	9,000
	1H003	実践建築設計2次元CAD技術 (Jw__CAD製図支援編)	7/5-6(12H)	10	7,000
	1H101	冷媒配管の施工と空調機器据付け技術	7/7-8(12H)	10	13,000
	1H009	実践建築設計2次元CAD技術 (Jw__CAD作図効率向上編)	7/21-22(12H)	10	7,000
	1H105	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	7/23-24(12H)	10	15,500
	1H013	実践建築設計2次元CAD技術 (AutoCAD製図支援編)	7/27-28(12H)	10	9,000

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)
TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830
＜ホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

<令和4年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始!!>

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
札10	中堅・ベテラン従業員のためのキャリア形成	6/14(火)	30	3,300円
札11	テレワーク活用	6/20(月)	30	3,300円
札12	テレワーク業務における労務管理	6/27(月)	30	3,300円

オーダーメイドコースのご案内

企業のご要望(ニーズ、日程、場所、カリキュラム内容等)に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」をご利用いただけます!

できちゃうんです! その1

受講しやすい料金設定!
(3,300~6,600円(税込)/人)

※人材開発支援助成金の利用も可能
(条件を満たす場合)



できちゃうんです! その2

自社の事情や社員の能力に
合わせてカリキュラムを設定!

※社内研修プログラム内に
組込むことも可能



できちゃうんです! その3

自社の会議室で受講可能!
プロの講師がやってくる!



できちゃうんです! その4

訓練コースの繰り返しや
ステップアップの設定が
可能!



※オーダーメイドコースの場合、受講者は「6名以上」から承ります。
複数の企業・団体(事業主団体、商工会など)合同開催も可能です。
※ご連絡をいただいてから実施までは、約2ヶ月程度必要となります。

お気軽に
ご相談ください!



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958
<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



「在職者職業訓練総合相談窓口」のご案内

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者(従業員)のより高い資格の取得や能力のレベルアップを考えている企業の皆様へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者により、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置し、相談対応や情報提供を行っています。
社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

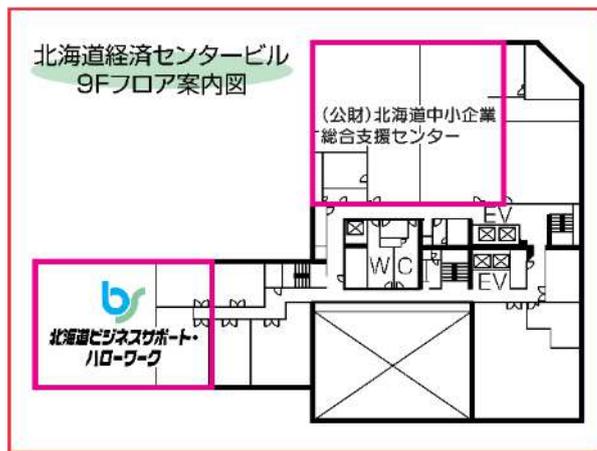
能力開発セミナー、認定職業訓練制度(実施機関:北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構)

○助成金

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金(実施機関:北海道労働局)

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622
札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

オンライン環境・エネルギービジネスセミナーを開催しています！！

(北海道)

道では、環境・エネルギー産業への新規参入や事業拡大をご検討される企業に向けて国内外の状況、参入事例をご紹介する他、ホテルや工場、事務所における省エネの取組事例や支援制度をご紹介するオンライン環境・ビジネスセミナーを開催しています。

◆開催概要

○開催期間:令和4年(2022年)8月31日(水)まで

※特設HPにてセミナーの視聴ができます。

○開催内容:

1 基調講演(60分)「ゼロカーボン構想が描く北海道のグリーン成長」

講演者 東京工業大学特命教授・名誉教授 先進エネルギーソリューション研究センター長
柏木 孝夫 氏

2 分科会A(60分)「北海道における環境・エネルギー産業の可能性」

～脱炭素社会の実現に向けた新たなエネルギー産業～

講演者 新エネルギー新聞(株式会社新農林社)取締役事業部長 兼 管理部長
井上 英文 氏

3 分科会B(60分)「企業における「徹底した省エネ」の推進」

講演者 一般財団法人 省エネルギーセンター理事・技監 兼 省エネ技術本部 省エネ技術センター長
秋山 俊一 氏

▼特設HPはこちら！

<https://hokkaidokankyo.biz/>

◆お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎8階

北海道庁 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当

電話 011-204-5320(ダイヤルイン)

FAX 011-222-5975

取引適正化推進室

～ 消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

2014年4月1日及び2019年10月1日に行われた消費税率の引上げに関し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、経済産業省北海道経済産業局では消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等を、電話または対面にて相談いただける体制を整備しています。

秘密は厳守しますので、遠慮なく相談ください。

◆**北海道経済産業局 取引適正化推進室**

受付時間:月～金曜日(祝祭日等を除く) 8:30～17:15

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

TEL:011-728-4361(直通)

**地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金の
公募を開始しました（令和3年度補正予算）【新規】**

（北海道経済産業局）

経済産業省では、地域にある再生可能エネルギーを活用し、電力を供給できる地域マイクログリッドを構築しようとする民間事業者等を支援しています。

今般、（一社）環境共創イニシアチブ（SII）では、地域マイクログリッドの構築等に係る費用の一部を支援する補助金の公募を開始しました。

◆事業内容・補助率・補助上限額

＜地域マイクログリッド構築事業＞

地域の再生可能エネルギー発電設備・需給調整設備・EMS 設備等を用いて、系統線を活用して電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築に係る費用を支援します。

【補助率】対象経費の2/3以内

【補助上限額】1 申請あたり6 億円

◆公募期間

2022 年 3 月 31 日(木)～未定

※交付申請書は、上記公募期間において随時受付を行います。なお、交付決定は交付申請書の受領後、1 か月程度を目安に随時行う予定。

◆公募要領等

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://sii.or.jp/microgrid03r/public.html>

◆問い合わせ先

（一社）環境共創イニシアチブ

TEL:03-3544-6125(受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～17:00)

令和4年度 J-クレジット制度推進のための地域支援事業の委託先の公募を開始しました【新規】
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、J-クレジット制度推進のための地域支援事業を実施するに当たり、その実施委託先事業者を選定する手続きを行うため、広く一般からの事業提案を以下の要領で募集します。

本事業は、省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出削減量や適切な森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度の活用促進のため、中小企業や自治体等の制度参加を支援し、J-クレジットの確実な認証を促し、供給量の増加に繋げるとともに、J-クレジット制度の普及促進と認知度向上を目指します。

◆事業内容

- ・地域活性化のためのJ-クレジット認証支援
- ・J-クレジット制度説明会
- ・地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開拓

◆応募資格

次の要件をすべて満たす者とします。

- ・日本に拠点を有していること。
- ・本事業の企画立案並びに的確な実施に必要な能力及び組織、人員等を有し、省エネ機器等の技術知識やJ-クレジット制度の内容を熟知していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・予算決算及び会計令第70条・第71条の規定に該当しない者であること。
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ・令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であって、北海道地域の競争参加資格を有し、「調査・研究」の営業品目を選択した者であること。
- ・個人情報の適切な管理を行う能力を有する者であること。
- ・本事業の実施に当たり、北海道経済産業局との連絡調整・打合せに適切に対応し、指示に従えること。

◆公募受付期間

2022年4月8日(金)～5月10日(火)12:00

◆公募要領等

公募要領、公募申請書・提案書様式については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokni/20220408/index.htm>

◆提出・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課
TEL:011-709-2311(内線 2624)
FAX:011-726-7474
E-mail:hokkaido-kankyorecycle@meti.go.jp

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック
～ 2021 年度補正予算・2022 年度当初予算・税制 ～ **【更新】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、2022 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

以下のページからダウンロードできます。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/fy2022/guidebook.pdf>

◆ガイドブック掲載事業

【設備投資等】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
小規模事業者持続化補助金
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業
事業再構築補助金
エネルギー利用最適化診断事業
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(省エネ補助金)
中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例
中小企業経営強化税制
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

【DX】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(再掲)
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(再掲)
DX 投資促進税制
DX 認定制度

【技術開発】

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)※旧サポイン事業、旧サビサポ事業
研究開発税制

【事業承継】

中小企業の経営資源の集約化に資する税制
事業承継・引継ぎ補助金

【事業継続】

事業継続力強化計画
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
災害時の強靱性向上のための補助事業

【海外展開】

JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金
デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金

【知財】

中小企業等外国出願支援事業補助金
特許料等の減免制度

【相談】

北海道よろず支援拠点

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課
TEL:011-709-2311(内線 2521)
FAX:011- 709-1779
E-mail:hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 889 3. 10. 1 発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 922 3. 12. 4 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 979 3. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 924 3. 12. 2 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 917 3. 12. 10 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

- ・ 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

「次世代自動車情報サイト」を開設しました！！

(北海道)

経済部環境・エネルギー課では、現在国内で販売されている次世代自動車や購入支援制度、道内にある充電器設置場所などを紹介する「次世代自動車情報サイト」を開設しました。

◆HPはこちら↓↓↓

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kksg/jisedaicar.html>

◆お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎8階
北海道庁 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当
電話 011-204-5320(ダイヤルイン)
FAX 011-222-5975

省エネルギー・新エネルギー関連補助事業を公募します

(北海道)

道では、新エネルギーの開発・導入や省エネルギーの促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげるため、「北海道新エネルギー導入加速化基金」などにより、関連補助事業を実施しています。令和4年度は、4月1日より募集開始しておりますので、ぜひ活用をご検討ください。

◆ 問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係
TEL:011-204-5319

◆ 事業メニュー

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助率・補助上限	公募期間 (終期)
①新エネルギー設計支援事業	将来的な新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：500 万円	5月13日 (金)
②新エネルギー設備導入支援事業	新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備導入を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：5,000 万円 〔モデル事業横展開〕 〔最大2ヵ年1億円〕	
③地熱井掘削支援事業	地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するための地熱井の掘削を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：2/3 以内 上 限：5,000 万円	
④地域資源活用基盤整備支援事業	固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入の取組に対し、送電線等の整備に要する費用を支援 (※収益からの補助金返還が条件)	・企業等 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：1,000 万円	
⑤地域新エネルギー導入加速化調査支援事業	市町村等が取り組む導入可能性調査を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：300 万円	
⑥地熱資源利用促進事業	市町村等が取り組む発電・熱利用を目的とした地熱井等の調査を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：2/3 以内 上 限：1,200 万円	
⑦ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業	新エネルギーと電気自動車、蓄電池等を組み合わせた自立分散型エネルギーシステムの導入を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：5,000 万円	5月31日 (火)
⑧ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業	地域マイクログリッドや熱の面的利用など需給一体型エネルギーシステムの構築を支援	・市町村 ・市町村と企業等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限： ・手法検討 500 万円 ・導入 7,500 万円 (最大2ヵ年1.5億円)	
⑨ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業	実用化目前の新エネルギー先端技術の地域への導入（ローカライズ）を支援	・市町村と企業・大 学等のコンソーシ アム	補助率：2/3 以内 上 限：7,000 万円 (最大3ヵ年2億円)	
⑩省エネルギー設備導入計画等作成支援事業	事業者等の省エネルギーの取組を進めるための勉強会や可能性調査、省エネルギー設備の設計等を支援	・民間事業者等 ・民間事業者等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：100 万円	
⑪省エネルギー設備導入支援事業	先駆的な省エネルギー設備の導入や省エネルギーマネジメントの人材確保の取組を支援	・民間事業者等の コンソーシアム	補助率：1/2 以内 上 限：1,000 万円	

※各事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/policy.html>